

令和6年度第3回尾張旭市国民健康保険運営協議会議事録

1 開催日時

令和7年1月23日（木）

開会 午後 1時30分

閉会 午後 2時30分

2 開催場所

尾張旭市役所 3階 講堂1

3 出席委員

被保険者を代表する委員（5名）

三浦 雅子、杉本 千登世、堀江 賢治、石原 計男、岩橋 豊
保険医又は保険薬剤師を代表する委員（4名）

鈴木 達人、花井 雅志、山崎 雅弘、加藤 富士子
公益を代表する委員（4名）

富田 香織、長谷川 裕子、若杉 浩二、平野 良子
13名

4 欠席委員

松尾 功、小幡 月子

5 傍聴者数

5名

6 出席した事務局職員

健康福祉部長 臼井 武男、保険医療課長 森下 克俊、
保険医療課長補佐（国保庶務担当）兼国保庶務係長 小川 真貴子、
国保年金係長 中西 育美、国保庶務係主査 梶田 弥生

7 議題等

- (1) 令和7年度国民健康保険事業費納付金の本算定結果について
- (2) 国民健康保険税の税率等の改定について（諮問）
- (3) 国民健康保険税の課税限度額の改定について（諮問）
- (4) 低所得者に係る国民健康保険税の軽減拡充について（諮問）
- (5) その他

8 会議の要旨

会長	定刻になりましたので、ただいまから令和6年度第3回尾張旭市国民健康保険運営協議会を開催いたします。 会議に入ります前に、松尾委員、小幡委員から本会を欠席される旨の連絡がございましたことを御報告いたします。 本日の出席委員数は13名でございます。本会規則第7条の規定による定足数、過半数の8名に達しておりますので、ただいまより開会をいたします。 なお、この会議は傍聴を認め、後日議事録を公表するといった会議の公開を行うものでございます。議事録作成のため、会議中の御発言はICレコーダーで録音いたしますので、委員の皆様には御了承くださいますようお願い申し上げます。 議題に入ります前に、運営協議会規則第13条の規定により、2人の委員を議事録署名者として指名させていただきます。 今回の議事録署名者は、山崎 雅弘委員、富田 香織委員のお二人にお願いしたいと思います。 なお、議事録については、後日事務局が作成し、署名をいただきますのでよろしくお願いします。 それでは、次第に沿って進めます。 議題(1)「令和7年度国民健康保険事業費納付金の本算定結果について」と議題(2)「国民健康保険税の税率等の改定について」は一連のものになりますので、事務局から一括して説明をお願いします。
保険医療課長 補佐兼国保庶務係長	保険医療課課長補佐の小川です。 本日は、はじめに、事前に委員の皆様にお送りいたしました資料について、一番の懸案事項である税率改定に関する部分が全て当日配布となりましたことをお詫びいたします。これは、皆様に諮問させていただく税率について、直前まで市長、副市長をはじめ、関係部局と協議に協議を重ねていたため、事前にお送りすることができなかったためです。大変申し訳ございませんでした。これから、その協議内容を含め、資料1から3までについて、御説明いたしますが、これは市長からの諮問というかたちで、この協議会に意見を求めさせていただくものとなっております。事務局の説明のあと疑問があれば御質問いただき、質疑応答終了後に議長が賛否を求めますので、挙手で意思表示をお願い致します。 それでは、まず次第に沿って、議題1 令和7年度の国民健康保険事業費納付金の本算定結果について、御報告させていただきます。

	本日お配りしました資料2を御覧ください。 今月、1月20日に納付金の本算定結果が示されたことに伴う最終結果をまとめたものになります。本日、机上に置きました資料の別紙1が、今週月曜日に県から提示された最終的な納付金の一覧になります。 項番1、本算定結果にありますとおり、尾張旭市の納付金総額は仮算定が約20億5,925万225円でしたが、本算定では約20億8,298万9,096円、と仮算定から約2,370万円増加致しました。令和6年度は令和5年度に比べ本算定で約8,786万円の増額でしたが、今回は令和6年度と比較して納付金総額では約1億3,000万円の減少となりました。これは、一人当たり納付金額は増加したものの、それを上回る被保険者数の減少が見込まれるため、総額では減少に転じたことによるものです。 この事業費納付金の本算定結果をもって、令和7年度の新しい税率を設定させていただいたものが、本日お配りいたしました、資料3になります。 12月の運営協議会では、令和5年度決算において赤字となったことなどから、現在の国保財政の窮状をお伝えし、この赤字解消に向けた税率の試算を行った結果をお知らせしておりました。しかし、上昇率が非常に大きくなり、昨今の物価高騰などの社会情勢を鑑みると、何とかならないものか、という思いで、関係各部局と度重なる協議を進めた結果、一般会計からの繰入金をこれまでより大きく増額し、令和7年度は3億円とすることで、税の上昇率を抑えることになりました。また、事業費納付金についても令和7年度当初予算で見込み、試算していた金額から約1億5千万円ほど減額されたことから、財政部局とも検討に検討を重ねた結果、昨年12月に開催した国保運営協議会の際にお伝えした税率から抑えることができました。 その結果により、各所得階層における税額の増加率が12～15パーセント台であったものが、5～7パーセント台となっております。資料3の右側の表は世帯ごとの税額の増加率についてモデルケースを作って試算した結果になりますが、モデルケースの抽出方法は、昨年12月の運営協議会の際に示したものから変更しております。これは、所得階層などにおいて、属する世帯が多いモデルケースにしたためです。そして、表の中の改定後・差額・増加率の欄にある下の段の括弧書きの中は前回の運営協議会でお示ししていた、税率で試算した場合で、上の段にあるのは、1億5千万円の事業費納付金の減額分と、3億円の一般会計からの繰入れを受けた場合の
--	---

	試算になります。 しかし、国保の独立採算の原則からも、この一般会計からの繰入金については、国や県からも強く求められている通り、ずっともらい続けるべきものではなく、赤字解消計画に基づき、今後も税をあげつつ、繰入金額も減らしていくことが必要となります。現状としては、まだ愛知県に示されている標準保険税率からは乖離している状態に変わりはないため、令和8年度以降も税率を上げながら、赤字解消計画に基づき一般会計からの繰入金額を徐々に減少させることができるように健全な国保運営を目指していきます。 説明は以上です。
会長	ありがとうございました。 今の説明、資料を見ますと、前回12月の時点での試算から税率を引き下げましたという内容だと思います。今の事務局の説明に對しまして、皆様から質問等はございませんでしょうか。 今回は事前に質問を提出していただくようお願いしておりましたが、事前に提出された質問はございませんでした。これに関わらず、どうぞ忌憚なく御発言をいただければと存じます。 石原委員お願いいたします。
石原委員	今、一般会計から2億円以上投入という話がありましたけど、これをもししないと、前回の12%か15%以上のように上がるのですか。
保険医療課長 補佐兼国保庶務係長	一般会計からの繰り入れがないと、前回お示しいたしました税率と同じようになってくると思います。
石原委員	来年以降、一般会計からの繰り入れを減らしていく、しなくするということですが、そうした場合にはまた、20%以上のアップはやむを得ないという感じになってきますか。一般会計からの投入が悪いことであるかのような説明ですが、アップを抑えるためとか、政治的判断、市民の負担を考えれば、ある程度の投入は仕方がない、と思うのですが、それは政治判断で、これからも補填というか投入していくことは考えていませんか。
保険医療課長 補佐兼国保庶務係長	今、お答えできるのが、一般会計からの繰り入れについては今後も継続していく見込みで財政とも協議していきまして、金額をこの場ではつきりお答えすることはできないですけれども、まだ予算とか

	の兼ね合いがありますので。ただ、これを、まったく来年からは無しにするということは考えていなくて、今後も上昇率、標準保険税率との乖離具合を見ながら徐々に引き上げていくということで考えておりますので、また急激な上昇になる見込みが出た場合は、その都度協議していくということで考えております。
石原委員	今、愛知県の標準保険税率とか、それに近づけるには何年間上げ続けると近づいて正常化といいますか、今後アップせずにいけそうなのでしょうか。
保険医療課長 補佐兼国保庶務係長	今、愛知県の標準保険税率が年々上昇している状況になってます。愛知県のほうからは、赤字解消計画に基づいて令和 11 年度に赤字額をゼロとするように求められていますので、それまでには一般会計からの法定外の繰り入れをなくし、ゼロにしていくということを目指して計画しております。
石原委員	わかりました。
岩橋委員	すいません、その話でいくと、11 年度というか残り 5 年でゼロにする、その間にも上がりますよね、大抵。ということは、ある程度、一般予算のほうからの繰り入れがそのまま引き続き継続される可能性がありますよね。 だから、市としては、5 年間で県のレベルの税率までもっていきこうとしている。それか、それよりも 3 年を目処に、とりあえず県のレベルまでもっていきこうとするのかということころはできないのですか。というのは、予算上からすると本来のあるべき姿ではないと思うのです、一般会計のほうから繰り入れるというのは。 であるならば、5 年というレンジでとらえてもまだ読めないですよ。上がるのはわかるのですが、下がることはまずないと思う。といったときに、そこから、6 年目からまた同じようなことが出てくる。なおかつ金額が増える可能性が出てくる。ところが市の財政としては、おそらくもう立ち行かなくなる可能性がありますよね。 というのは、一般会計から入れようとする、おそらく、5 年先といったら、消防の指令センターの名古屋市と共同運用に係る新聞記事も昨日くらいに出てますよね。それでさえ、経費が 2 億近く負担しなければならない。ということは市の財政を圧迫する可能性がある。であるならば、もう少し上げるのはどうなのか、上がるのは仕方がないんですけど、もう少しアップかけてもいいのかな、一般

	の予算にあまり負担をかけない程度にもう少し上乗せをしてもいいのかな、という気がします。あくまでも税金なんで、本来の使うべきところ、負担するべきところはどこなの、といったら国民健康保険に加入している人がある程度の負担をしなきゃいけない。それを負担があまりにも大きいからって、それはわかりますけれど、その中で適正な税率というのはもう一度考え直したほうがいいのかな、と。原点に戻ってね、あるべき姿というか税の執行について。だから、これはもうしょうがないですよ、いちごっこになるので。
保険医療課長 補佐兼国保庶務係長	我々も非常に悩ましいところでして。勝手な算定ではあるんですけども、3年ぐらいで現在の標準保険税率には合わせたいと考えています。それでも、標準保険税率が逃げていってしまうものですから、どこのタイミングで追いつけるのかっていうのがあるんですけども、ただ、基準として令和11年度に愛知県が納付金ベースでの統一というのを掲げていますので、その辺りで県内が皆統一されていくのかなと考えていまして。今後繰入金の額も見直していくことになるのかもしれないのですが、現在のところは徐々に繰入金の額を減らしながら、税率も上げていけるように両輪で進めていくということを想定していますので。今までの5%以内に上げ幅を抑えてきた経緯があったものですから、ここにきて前回お示ししたような、14%、15%上がる世帯があるというところは、かなり厳しいのかなということを考えまして、財政とも何度も何度も協議した結果、今回の税率に下げていくというようにした次第です。
岩橋委員	他の市町村なんかも、おそらく赤字のかたちで一般会計から充当されていると思う。その辺のところも参考にされていますか。金額なり、税率なり。金額というよりも、税率なんでしょうけど。
保険医療課長	そうですね、愛知県内の全市町村の税の上げ方、税の推移ということで5年度、6年度の上げ幅の一覧というものがあるのですが、全体で10%を超える上げ幅を示している自治体は多くあります。令和4年度から5年度にかけて、前の年のデータを見ると、それほどそういった自治体はなかったのですが、令和5年度から、6年度になるとそういった自治体が増えてきている事実がございます。前回の12月でお示しした内容というのが、総額の伸び率が12%を超える内容ではありました。他市の状況を見ながらということと言う

	と、最大で 30%というところもあったのですけれども、やはり 10% 台の上げ幅を示しているところが半数以上の自治体のございましたので、他の自治体も同様なやりくりをせざるを得ないのかなという状況にあります。この 1 年の間の変化ということでは、他市の国保の状況が厳しくなっているのがわかり、それは、税率を上げざるを得ない状況になったということを見ながら、前回 12 月の会議では、そういった内容のものを一旦示したところですが、あまりにも極端な部分のございましたので、そこは今回の繰入金ということの判断をいただいたものですから、今回の税率をお願いする、これは上がることには変わらないのですが、岩橋委員が仰る通り、上げ幅、一般会計の繰り入れの仕方、内容、程度というのはしっかり検討していかなければいけません。やはり色々な声がございますので、そういった部分は、しっかりその声を聞いてこちらも判断をしていきたいと思っておりますので、何卒今回の内容につきましてはよろしくお願いいたします。
岩橋委員	繰り入れに関しては議会等の承認等が当然必要になりますよね、予算ですので。議会の承認を経て、あとは 4 月から執行のかたちになるかと思いますが。その辺のところの、ネゴという表現をしてよいかわかりませんが、この基準として予算会議、予算委員会のほうにかけて、とりあえず事前に了解をとるかたちはとられるようにするのですか。まさか、反対は無いと思うのですが、なかには、いやいや本来違うでしょ、一般会計から入れるのはいかなものかという人もいるかもしれない。100%ではないと思うで。その辺が落としどころというか、今説明があったように 10 何パーセントまでアップかけるのはいかなものか、5%を限度として落とし込みましたという説明のかたちで予算が通るようにするのとか、その辺のところの下調整というか。最後には市長のあれなんでしょうけど、反対にあったらおそらく通らないでしょう、予算。
保険医療課長	そうですね。予算の計上の内容については、担当課は我々保険医療課になるんですけれども、そのあたりは市議会等にもしっかりと説明をしながら、本日皆様にも説明いたしました国保の窮状、税の上げ方ということを含めまして説明をしていき、御理解を求めていきたいと思えます。以上です。
会長	ありがとうございました。他に質問よろしいでしょうか。

石原委員	小川課長補佐が先ほど県内を統一してということをおっしゃいましたが、その辺を詳しく聞きたいのですが。というのは、この前、ニュースで、鳥取県で保険料の問題が出て、各市町村、計算式が違うのか同じ計算式にして納付額が払えない市町村には補助を出すということを知事が言ってましたけど、それに関連して、同じ方法でやって、同じならさっきの統一ということもわかるのですが。ちょっと違えば額も違ってくるし、と思うのですが。 それと、岩橋委員が言われた、一回どこかまでもっていったというのはちょっと乱暴なやり方だと思います。皆保険制度ですから、入らざるを得ないので、やめますということをおっしゃいますから、やっぱりこういう風に、少しずつ少しずついかざるを得ないのではないのでしょうか。市民ですし、納税者ですから、せーので揃うまで、ゆっくりゆっくりもっていただいきたいのが意見です。では、教えてください。
保険医療課長 補佐兼国保庶務係長	先ほど申し上げました納付金ベースでの統一というのが、鳥取県の話と同じとなってくると思うのですが、まず、平成 30 年に国民健康保険の制度が県単位化ということになりまして、市が運営していたものが、県が運営主体となりました。その中で、自治体ごとでばらつきがあった税率というのを、県内で統一していくということを図っていかなければならないので、まずは令和 11 年度の段階で、事業費納付金のベースで算定方式を県内で統一して、その後、税率も統一していくという方針で今後進めていくことになっております。全国的に見ますと、例えば大阪府ですとか奈良県はすでに県内統一が図られていますので、そういった県の自治体はその制度の中でやっているという実態があります。愛知県として今後、そういった自治体に対して補助が出るのかとか、そういったことはまだ何も示されてきておりませんが、そこを目指していくのがまず始めということで、現在赤字解消計画を策定して、令和 7 年度から始めていく赤字解消計画を県に出しているんですけども、その内容も令和 11 年度に事業費納付金ベースでの統一を目指しているため、11 年度の一般会計からの法定外繰入を 0 円にするように県から指示が出ております。尾張旭ではそこを目指して税率の引き上げをしていくという風に考えております。
石原委員	ありがとうございます。

会長	ありがとうございました。他にいかがでしょうか、何か御意見とか、御質問、よろしいでしょうか。 私から1点だけ。令和7年の話を今はしているのですが、令和6年、さっきの資料3を見ますと、令和6年度の法定外で2億2,172万8千円を繰り入れていますという資料がありますが、令和6年度はこの繰入で赤字はでないという見込みでしょうか。
保険医療課長 補佐兼国保庶務係長	はい。今ちょうど3月補正予算で整理しているところですが、現在、約2億2千万円という金額で一般会計からの繰り入れを行っているのですが、これではまださらに不足するということを見込んでいまして、さらに赤字を見込んでいる金額を3月補正予算で一般会計から繰り入れというかたちで計上していくという予定をしています。
会長	今まだこれから、検討中ということで。はい、わかりました。どうでしょう、他に皆さん。 私は今日議長を務めるということで、色々と保険医療課さんからも話を聞いていますけれども、保険医療課だけではなく、市として今回については非常に苦渋の決断というか、来年度当初予算を編成するにあたって、3億円という非常に大きな額を国保特会へ繰り入れるという決断をされたということ、それに至るまでには多分、色々な議論があったと想像いたします。それらの議論の結果、こういったかたちになったということで、今日この数字が告示されたのかなあという気がしております。 どうでしょう、他に何か御意見なければ。こちらは、市長からの諮問事項となっておりますので、この後、賛成か反対かということをお皆さんにお諮りするわけですが、判断するにあたって何かあれば。
三浦委員	すみません、市の中の他の課のほうにもボランティアとかで関わっているのですが、そちらでも来年からは今までの事業費を大幅削減しますというのが明示されていて、その中で自分たちが何ができるということを考えてくださいとなっているので、きっとそういうことがそこにしわ寄せになっているのかなと思って。私は、関わっているところしかわからないのですが、各課のところではそういうことが持ち上がっているのではないかと思います。なので、本当に貴重な国保なんだなと思います。

会長	ありがとうございました。他はよろしいですか。今の質問、御意見等を踏まえて何か事務局からお伝えすることがあれば。
保険医療課長	保険医療課長の森下です。最後に事務局のほうから諮問事項1につきましては、御挨拶というか、お願いをいたします。これまで慎重な御審議いただきまして、率直な御意見賜りまして誠にありがとうございました。この諮問事項につきまして、改めまして今後の見通しや考え方をお伝えいたします。この度、県から示されました令和7年度の国保事業費納付金におきまして、今年度と比較して減少するという好転材料があったほか、一般会計からは依然として続く物価高騰を踏まえまして、3億円という繰入金の投入が決まりまして、前回の試算結果からは税率の伸びを軽減することに至りました。 しかしながら、現在の本市の国保財政は令和5年度決算での繰上充用の実施に伴い、令和6年度、今年度の予算は当初より歳入が不足する状況となっております。今後の事業費納付金の推移も愛知県の見解では、1人当たりの保険給付費、医療費の伸びに合わせ、今後3%程度の伸びがあると県は見込んでいます。これは1人当たりということになります。今回は本市の事業費納付金が減額ということにはなりましたが、こういった事情を県が見込んでいることから、今後伸びていく可能性もございますので、先ほどの御意見の中でありました通り、今後保険税の引き上げということも考えていかなければいけない状況ではございます。 来年度、令和7年度からは赤字削減・解消計画に基づきまして、5年間をもって一般会計からの繰り入れの削減に向けた取り組みを進める予定でございます。その間、先ほどの説明でも申し上げておりましたが、一般会計による財政支援を受けつつも、段階的に税率を引き上げていくこととなりますが、慎重な検討を重ねまして市民の皆さんには正確な情報発信を行うことで御理解をいただいておりますので、何卒、この度の諮問事項につきましては御承認を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。以上でございます。
会長	ありがとうございました。「国民健康保険税の税率等の改定について」は、諮問事項であり、市長に答申することとなっております。協議会の答申として、諮問どおり認めることについて、賛成の方は挙手をお願いします。 【挙手確認】 挙手多数でありますので、諮問のとおり認めることといたします。

	それでは次の議題に入ります。 議題(3)「国民健康保険税の課税限度額の改定について」と議題(4)「低所得者に係る国民健康保険税の軽減拡充について」も、一括して事務局から説明をお願いします。
国保年金係長	国保年金係長の中西と申します。よろしくお願いします。 私からは、議題(3)と(4)の、諮問事項についてお話いたします。 お手元の資料4と本日机上に配布いたしました水色のリーフレットを使用して御説明いたしますので御用意をお願いします。 昨年12月27日に閣議決定されました令和7年度税制改正の大綱に国民健康保険税見直し案が盛り込まれており、本年4月1日から施行される予定となっておりますので、本市もこちらに沿う形で所要の改正をしようとするものでございます。 まず、諮問事項2「国民健康保険税の課税限度額の改定について」御説明いたします。 内容につきましては、国民健康保険税の課税限度額の引き上げについて、皆様にお諮りするものでございます。 水色のリーフレットを御覧ください。 こちらは、今年度国民健康保険のお知らせとして使用しているものです。リーフレットの1ページ目、真ん中あたりに国民健康保険税の内訳がございます。 国民健康保険税は、医療保険のための分、後期高齢者支援金分、介護保険分とで構成されておりますが、このうちの、医療保険分の課税限度額を1万円引き上げて66万円に。後期高齢者支援金分の課税限度額を2万円引き上げて26万円にするというものです。 続いて、諮問事項3「低所得者に係る国民健康保険税の軽減拡充について」です。 こちらにつきましては、低所得者の方々に対する国民健康保険税の軽減措置がございます。この軽減判定をする際の、基準所得を改定し、軽減を受けられる幅を広げることにについて、でございます。 リーフレットを開いていただきまして右側のページ、3ページに低所得世帯の国保税を軽減するための算定式の表がございます。このうち、軽減の対象となる基準所得の算定式を5割軽減の方について1万円引き上げ、29万5千円から30万5千円に、2割軽減の方については1万5千円引き上げ、54万5千円から56万円にする、というものでございます。 資料4を御覧いただいて、左側のページが今お伝えした制度改正

	の概要を図にしたものです。 縦軸が国民健康保険税の額、横軸が国民健康保険税算定の元となる所得でございます。 図の中央斜めに伸びる線が保険税額の推移となっております。 今回の2つの改定は、限度額を引き上げることで、所得の高い層の一部の方に保険税の負担を求め、また、軽減を拡充することで、所得の低い層の一部の保険税の負担を軽くしようとするものです。 今回の改定による影響は、資料4の右側の表のとおりでございます。 簡単ですが、事務局からは以上でございます。
会長	只今の事務局の説明につきまして御意見、御質問等ございませんでしょうか。よろしいですか。 この議案につきましても協議会の賛否をお伺いすることになります。それでは、最初に諮問事項2「国民健康保険税の課税限度額の改定について」諮問どおり認めることについて、賛成の方は挙手をお願いいたします。 【挙手確認】 挙手全員です。続きまして、諮問事項3「低所得者に係る国民健康保険税の軽減拡充について」諮問どおり認めることについて、賛成の方は挙手をお願いいたします。 【挙手確認】 挙手全員でございます。この2つの議案につきましても、諮問のとおり認めることといたします。 ありがとうございました。諮問事項につきましては以上になりますが、この諮問事項につきまして、何か、例えば、前回ですと、国や県のほうに、市の状況を知ってもらい色々検討をしてもらいたいという付帯意見を付したこともございましたけども、今回、何か市長への答申に対しまして、付帯意見みたいなものをつける項目は特によろしいですか。
石原委員	はい、あります。県のほうへ各市町村に補助金なり交付金を増額なり。 今って補助金とか交付金がありますか、どうですか。
保険医療課長	はい、ございます。国及び県からございます。

石原委員	尾張旭の予算から何億円と出さなくていいように、県のほうが市町村に交付金なり補助金を増額するようにひとつ、これは続けて申し出をしていただきたいと思います。
会長	はい、ありがとうございました。今、石原委員のほうから県、もとは国かもしれませんが、県に対しまして補助金、交付金の増額を検討してくださいと、こういったことを付帯意見として付け加えたい、という御意見がございましたけども、いかがでしょうか。 いや、そんなのいらないよ、もしくは他の意見もあればと思いますけど、いかがでしょうか。これは賛成とか反対で挙手するまでもないと思いますけれども、特に御意見がなければ、今みたいなかたちで付帯意見として付けるということによろしいでしょうか。
石原委員	議長判断でいいです。
会長	わかりました。そうしましたら、この時点ですぐに整理ができませんので、どういう文言にするかについては、私のほうで判断をさせていただきます。今の石原委員の考え方に沿ったかたちで付帯意見として付けるように進めて参ります。ということによろしいでしょうか。
石原委員	はい、お願いします。
会長	はい、ありがとうございました。今申し上げた通り、私に一任ということでございますので、文言を整理いたしまして、付帯意見として付け加えることといたします。付け加えた上で、最終、市長に提出をいたします。最終的な答申書につきましては、ホームページで公表されるということで。
保険医療課長	はい、今、会長が仰った通り、最終的な答申書については議事録とともに市のホームページのほうに掲載をして参りますので、2月下旬頃になるかと思いますが、またそちらのほうを御覧いただきたいと思います。よろしく願いいたします。
会長	はい、ありがとうございました。それでは次の議事に参ります。議題(5)「その他」についてでございます。事務局から何かありましたら、お願いいたします。

保険医療課長	はい、事務局です。特に議事等はございませんが、今年度の会議は今回が最後となります。これまで皆様におかれましては、会議に御参加いただきまして、慎重な御審議をいただきまして誠にありがとうございました。これまで頂戴いたしました様々な御意見につきましては今後の国保運営に活かしていきたいと思っております。誠にありがとうございました。
三浦委員	先に課長さんがまとめられた後ですが、すみません。尾張旭は健康都市宣言をされていて、健康都市推進室というのもあって、今までの色々な金額とか瀬戸、長久手、春日井とか近隣市との比較もあったのですが、今言った部門があるということで、それが他の近隣市に比べて有効な結果として出ているのかなというところもまた検討していただきたいのと、市長が毎月広報にコラムを載せているのですが、ちょうど1年前の令和6年1月号でしたが、健康都市連合に尾張旭が加盟しているということで、健康についてのコラムだったのですが、そこで海外支部の発表で、ある都市ではジャンクフードを規制しているという内容がありまして、そこまで書くというのは尾張旭市としても独自の何か作戦があってもいいのかな、と思って。保険医療課では、特定健診受診率を上げるとか、そういうことは仰っているのですが、もうちょっと何か健康に対しての作戦的なものを考えられるといいのかなと思っています。以上です。
会長	ありがとうございました。保険医療課ではないのかもしれませんが、また保険医療課からそれぞれの担当課というか、庁内に向けてこういった場でこういう意見がありましたということは伝えておいてください。
保険医療課長	はい、ありがとうございます。
会長	議題はすでに終わっておりますが、今、三浦さんからも意見がございましたけれども、全体を通してでも、それ以外のものについてでも結構ですけど、何か皆さんからこの場でぜひ発言をしたい、こんなことを思っている、等々ございましたら、この場が最後となりますので、どうでしょう。よろしいでしょうか。 それでは本日の日程は以上で全て終了しました。 長時間にわたり真剣に御協議をいただき、ありがとうございました。

	これをもちまして、令和6年度第3回尾張旭市国民健康保険運営協議会を終了いたします。ありがとうございました。
--	---

午後2時30分閉会